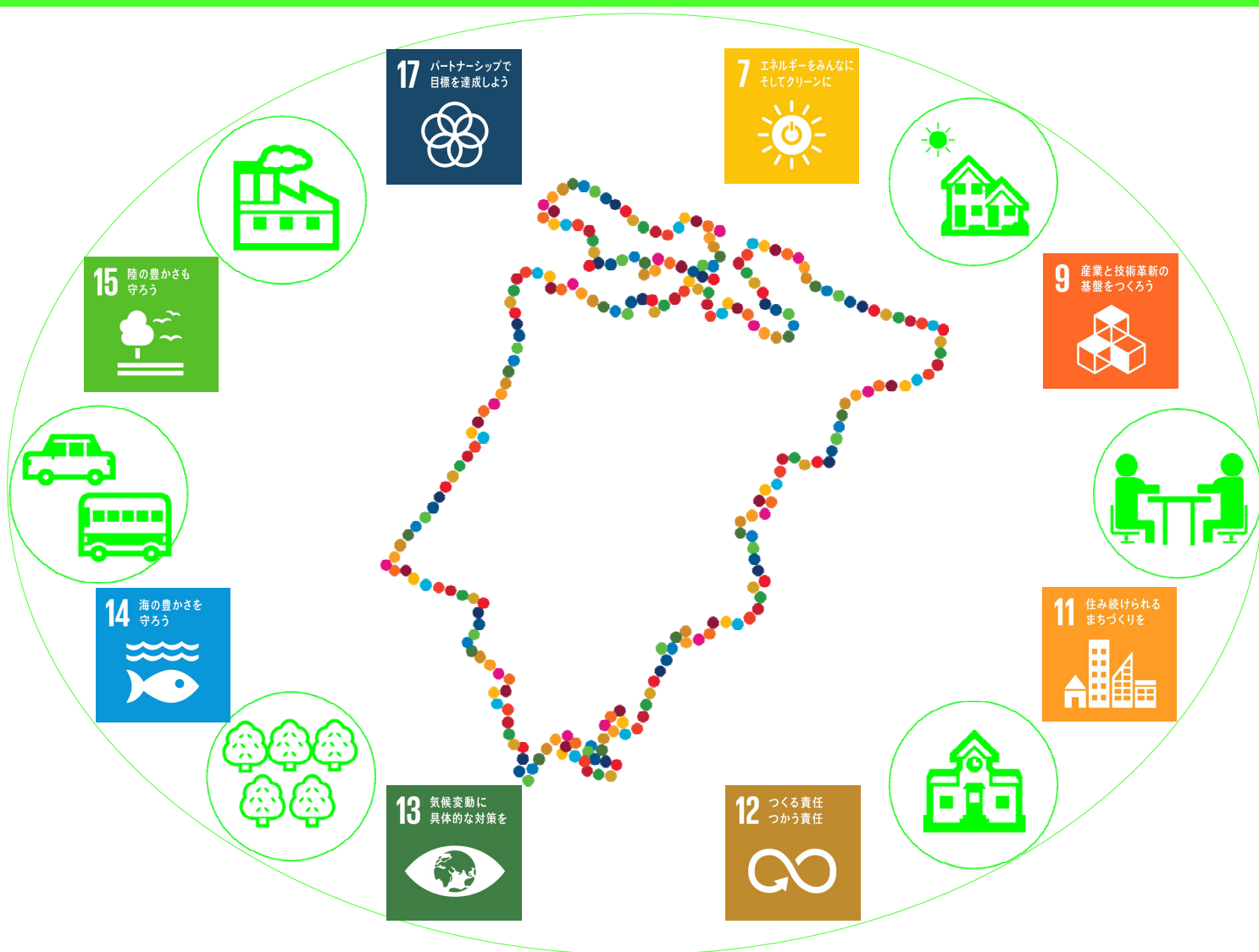


第4次地球温暖化防止射水市役所実行計画

～射水市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～



令和5年5月

射水市

目次

Contents

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 温室効果ガス排出量の算定方法	2
5 計画の対象範囲	3
第2章 温室効果ガス排出量の現状と削減目標	4
1 温室効果ガス排出量	4
2 温室効果ガス排出量の削減目標	5
3 事業行動別温室効果ガス排出量の削減目標	6
第3章 温室効果ガス排出量削減に向けた取組	9
1 基本方針	9
2 基本方針に基づく取組	10
第4章 計画の推進体制	16
1 推進体制	16
2 計画の点検、評価、公表	17

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動により、世界各地で異常気象や自然災害が多発しています。これらの状況を受け、国では2020年（令和2年）に[※]カーボンニュートラル宣言を行い、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）を改正しています。

本市においても2008年（平成20年）3月に「地球温暖化防止射水市役所実行計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、[※]事務事業における温室効果ガス排出量の削減に努めてきましたが、今回、国の温対法の改正に合わせ本計画を改定し、市が率先して事務事業における温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに施策を展開することで、カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進していきます。

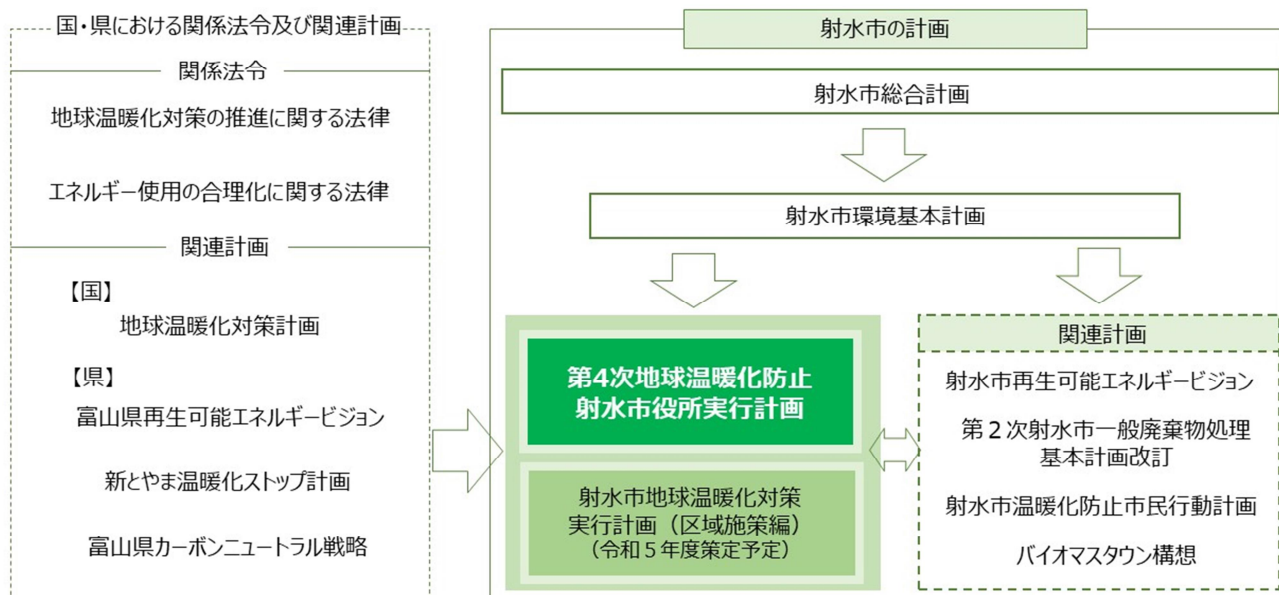
※ カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量から森林等による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

※ 事務事業：市が管理する財産（施設、車両等）におけるエネルギー使用（電気、燃料使用等）、各担当部局が所管するすべての事務及び事業のこと。

2 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、射水市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等を取りまとめたものです。

また、本計画は市全体のカーボンニュートラル実現に向け、市役所が全庁を挙げて地球温暖化対策に取り組むための指針とします。職員一人ひとりが意識を高め、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。



3 計画期間

本計画は、環境省で作成された「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、2013年度（平成25年度）を基準年度とし、2030年度（令和12年度）を目標年度とします。また、地球温暖化防止射水市役所実行計画推進委員会で、進捗状況を確認するとともに、社会情勢等に合わせて、適宜修正を図っていきます。

4 温室効果ガス排出量の算定方法

2017年（平成29年）3月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて温室効果ガス排出量を算定します。

<温室効果ガス排出量の算定式>

温室効果ガス排出量の算定式

温室効果ガス排出量 = 各気体別排出量 × 各地球温暖化係数

（地球温暖化係数：CO₂=1、CH₄=25、N₂O=298、HFC-134a=1,430）

温室効果ガス総排出量 = 温室効果ガス排出量の合計値

【気体別排出量の算定】

CO₂ 排出量（電気） = 各区分別活動量 × 各電気事業者別排出係数

CO₂ 排出量（電気以外） = 各区分別活動量 × 各種燃料別の排出係数 × 44/12

その他の温室効果ガス排出量（CH₄、N₂O 等）

= 各区分別活動量 × 各区分別の各気体排出係数

※1 毎年告示（改正）される温対法施行令第3条第1項第1号ロの規定に基づく環境大臣及び経済産業大臣の告示（平成22年8月17日、経済産業省・環境省告示第10号）に基づく排出係数となります。

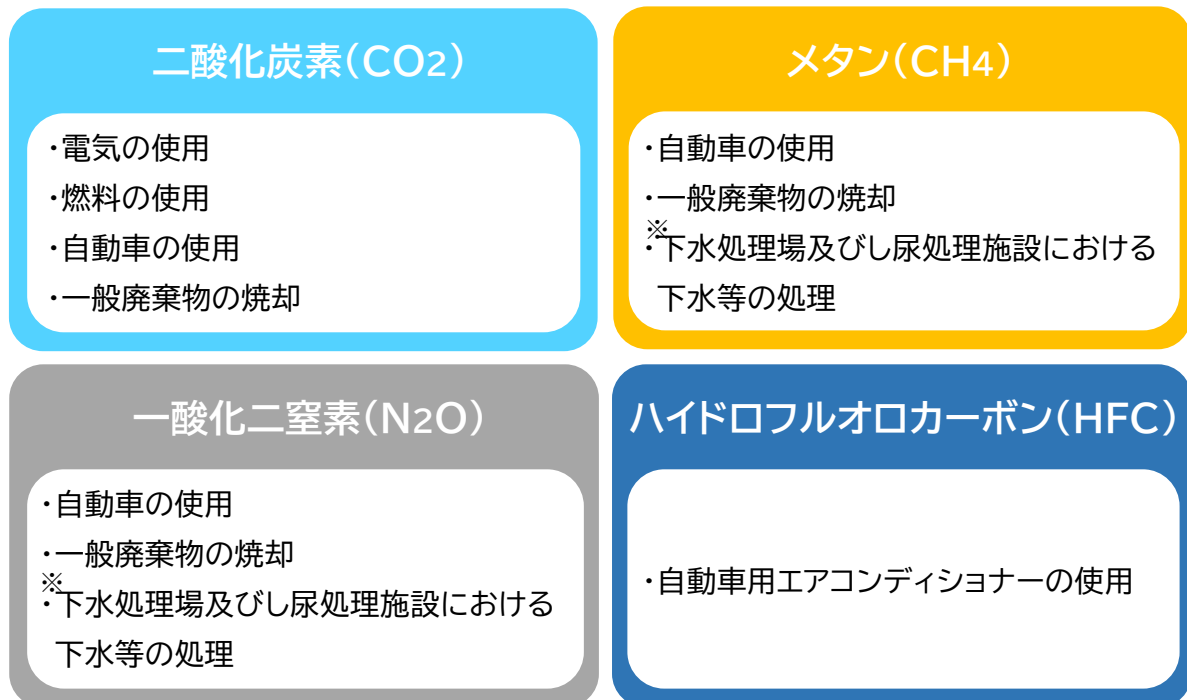
※2 「各種燃料別の排出係数」は、各種燃料の単位発熱量×炭素排出係数を乗じたものです。

※3 「44/12」は、二酸化炭素分子1個の炭素原子1個に対する重量の比を表し、燃焼中の炭素原子1個につき二酸化炭素分子1個が発生するという比例関係を踏まえ、炭素の量を基に二酸化炭素の量を割り戻すため、44/12を乗じています。

5 計画の対象範囲

本計画において対象とする市の事務事業及びそれに伴い排出される温室効果ガスは以下のとおりとなります。対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で定められる7種類の温室効果ガスのうち、市の事務事業において発生する二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、※、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類を対象とします。

＜本計画の対象となる事務事業及びそれに伴い発生する温室効果ガス＞



※ハイドロフルオロカーボン：フロン類の一種で、炭化水素化合物を構成する水素の一部又は全部をフッ素で置換した化合物。オゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素に比べ遥かに大きな温室効果があります。

※下水処理場及びし尿処理施設における下水等の処理：「下水及びし尿処理施設における下水、し尿、浄化槽汚泥の処理に伴う温室効果ガス」と「浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う温室効果ガス」を示しています。

＜（参考）本計画の対象としない主な温室効果ガスの排出源＞

温室効果ガス	排出源	対象
パーフルオロカーボン (PFC)	アルミニウム、半導体素子等の製造 等	×
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造 等	×
三ふつ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造 等	×

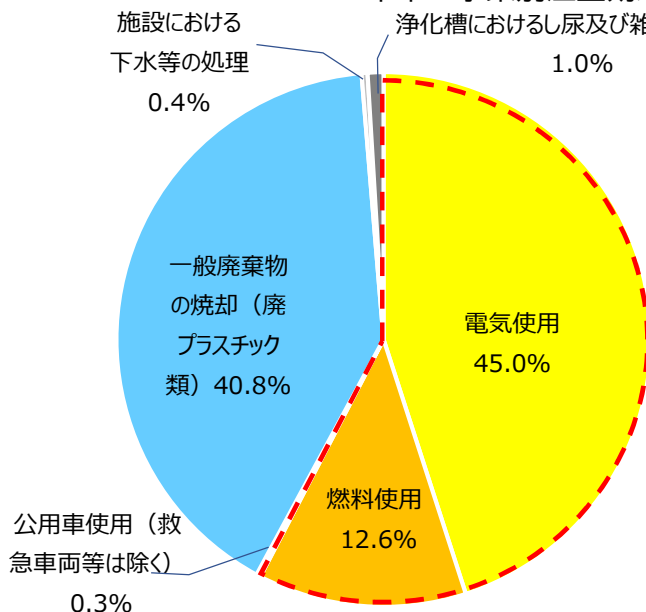
参考：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.1）」

第2章 温室効果ガス排出量の現状と削減目標

1 温室効果ガス排出量

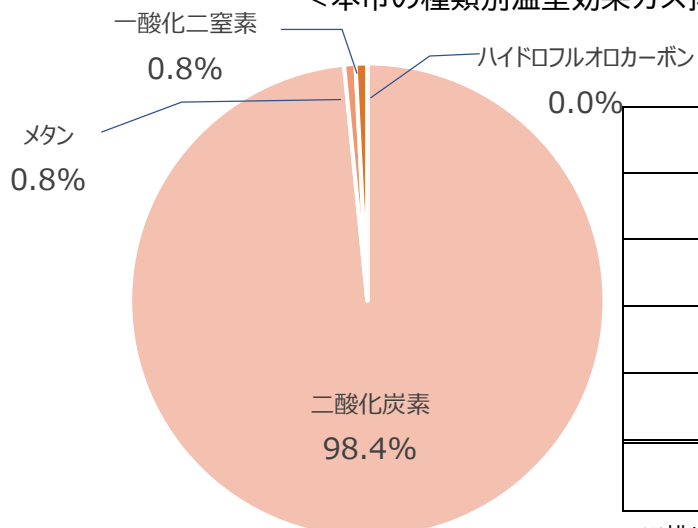
2021年度（令和3年度）における本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は31,366 t-CO₂です。市民生活に関わる要因が大きく、市における事務事業の効率化だけでは大きな改善を見込むことが難しい家庭ごみ等の「一般廃棄物の焼却（廃プラスチック類）」や「施設における下水等の処理」等を除く、「電気使用」「燃料使用」「公用車使用」「自動車用エアコンディショナーの使用」による温室効果ガス排出量は18,158 t-CO₂となります。

＜本市の事業別温室効果ガス排出量割合（2021年度）＞



事業別温室効果ガス	※排出量 (t-CO ₂)
電気使用	14,126
燃料使用	3,950
公用車使用（除雪車両等は除く）	81
自動車用エアコンディショナーの使用	1
小計	18,158
一般廃棄物の焼却（廃プラスチック類）	12,793
施設における下水等の処理	116
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理	299
合計	31,366

＜本市の種類別温室効果ガス排出量割合（2021年度）＞



温室効果ガスの種類	※排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素	30,867
メタン	245
一酸化二窒素	253
ハイドロフルオロカーボン	1
合計	31,366

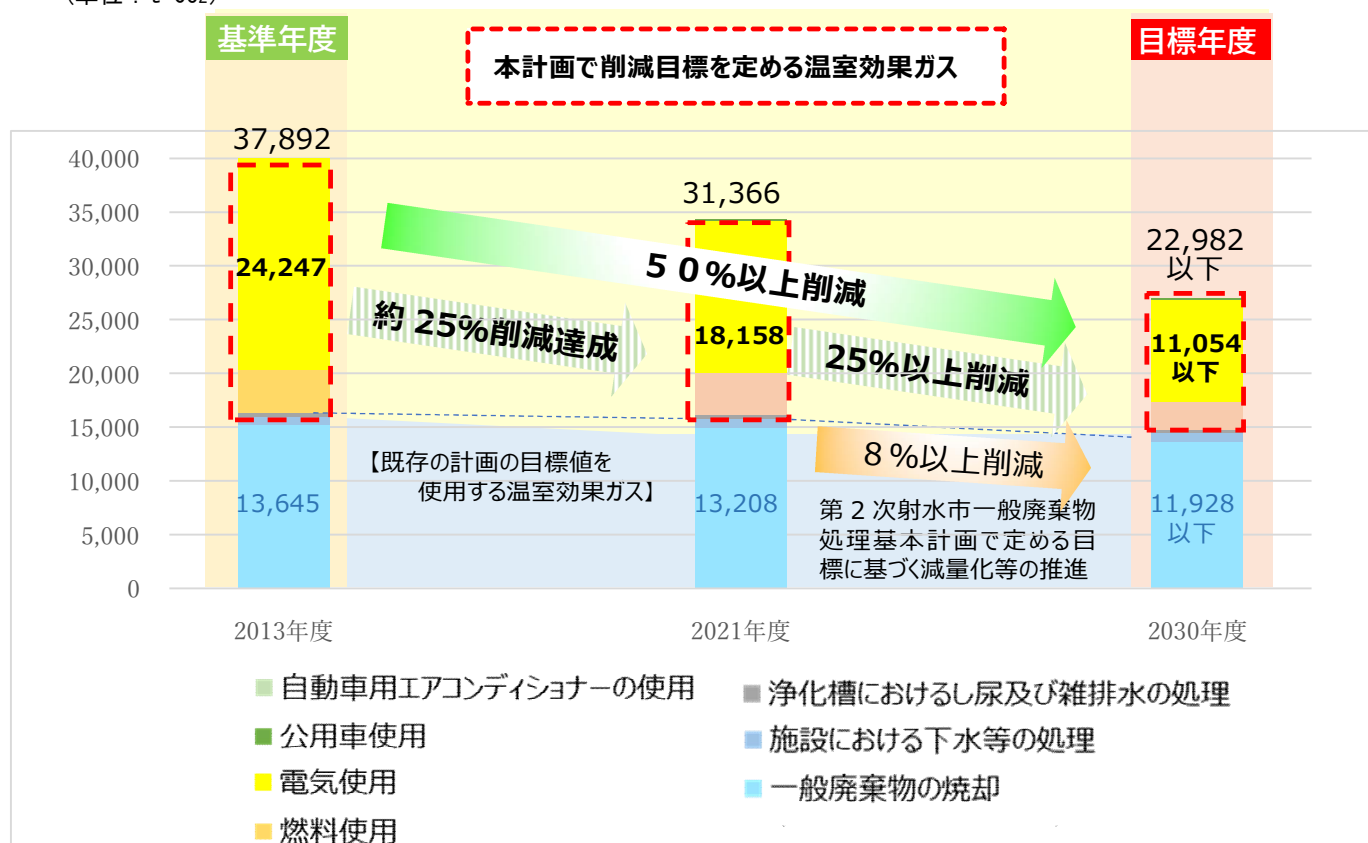
※排出量は地球温暖化係数を乗算し、二酸化炭素の温室効果に揃えています。

2 温室効果ガス排出量の削減目標

市の事務事業の取組における温室効果ガス排出量の削減目標は、「射水市再生可能エネルギービジョン」と同様に2030年度（令和12年度）までに、2013年度（平成25年度）比で50%以上の削減を目指します。（温室効果ガス排出量削減目標を定めるに当たり、一般廃棄物の減量及び下水等の処理の事業については、「第2次射水市一般廃棄物処理基本計画」で設定した目標値に向け取組を推進します。）

<温室効果ガス排出量の削減目標>

（単位：t-CO₂）



【事業行動別温室効果ガス排出量削減目標】

事業行動	2021 年度	25%以上削減	2030 年度
電気使用に伴うもの	14,126 t-CO ₂	約 50%削減	7,063 t-CO ₂ 以下
燃料使用に伴うもの	3,950 t-CO ₂	各所管において可能な範囲での削減に努める※	3,950 t-CO ₂ 以下
公用車使用に伴うもの	81 t-CO ₂	約 50%削減	40 t-CO ₂ 以下
自動車用エアコンディショナーの使用に伴うもの	1 t-CO ₂	台数削減ではなく、次世代自動車の導入等により、削減に努める。	1 t-CO ₂ 以下

※燃料使用に伴うものについては、市民生活に関わるインフラやサービスに繋がるものが多くを占めるため、削減目標を定めず、市民サービスの質を下げない範囲での削減に努めることとします。

3 事業行動別温室効果ガス排出量の削減目標

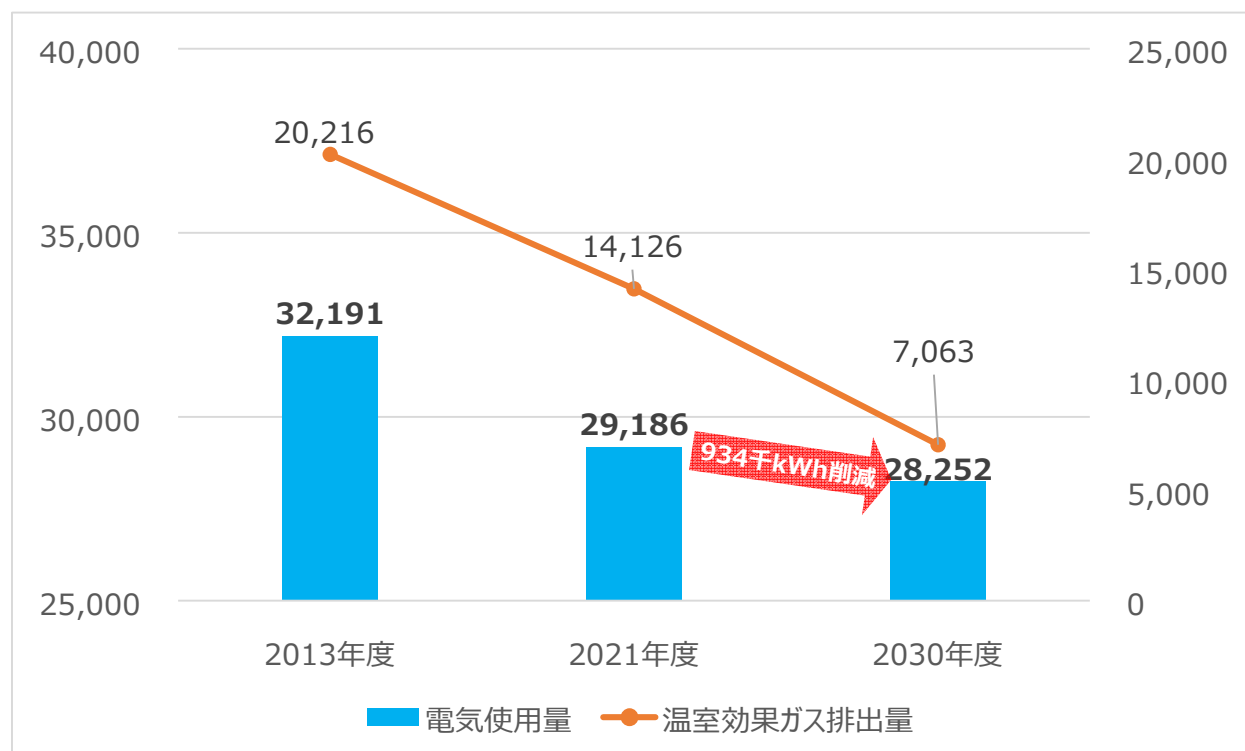
(1)電気使用量と電気の使用に伴う温室効果ガス排出量

電気の使用に伴い排出される温室効果ガス排出量は、2021年度（令和3年度）時点で年間14,126 t-CO₂です。目標年度までに50%以上（電気使用料換算で約934千kWh）の削減を目指します。

<電気使用量とそれに伴う温室効果ガス排出量の推移と削減目標>

（単位：千kWh）

（単位：t-CO₂）



電気使用量に伴う温室効果ガス排出量は、電気の使用量に[※]CO₂排出係数を乗じて算出します。2030年度（令和12年度）のCO₂排出係数は、国の「地球温暖化対策計画」で示す全電源平均のCO₂排出係数の推計値である0.25 kg-CO₂/kWhを使用しているため、電気使用量に対する温室効果ガス排出量が減少すると見込まれます。

※ CO₂ 排出係数

CO₂ 排出係数とは、電気事業者が発電の際に排出したCO₂排出量を供給した電力量で除した値であり、電力供給1kWh当たりのCO₂排出量を示しています。そして、調整後CO₂排出係数は、電気事業者が調達したカーボンクレジット等の環境価値による調整を反映した後のCO₂排出係数を示しています。

【参考】北陸電力調整後CO₂排出係数

（単位：kg-CO₂/kWh）

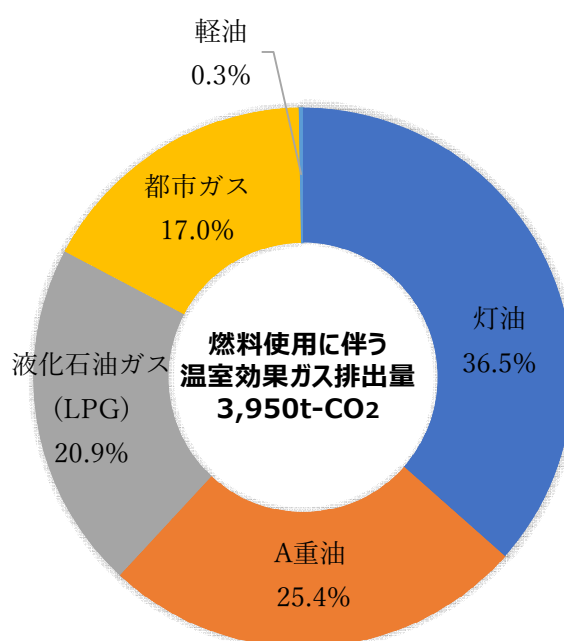
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
係数	0.628	0.640	0.615	0.624	0.574	0.526	0.497	0.465	0.484

(2)燃料使用量と燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

燃料の使用に伴い排出される温室効果ガス排出量は、2021年度（令和3年度）時点で年間3,950t-CO₂です。温室効果ガス排出量の割合が一番高い燃料は灯油であり、主な使用用途として一般廃棄物等の焼却処理や庁舎等における空調設備が挙げられます。また、次に割合の高いA重油については体育施設等の大規模施設のボイラーや空調設備が主な使用用途となります。

燃料使用に伴うものについては市民生活に関わるインフラやサービスに繋がるものが多いを占めるため削減目標を定めませんが、エネルギー効率が高い機器への更新等により温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

<燃料使用に伴う温室効果ガス排出量割合(2021年度)>



燃料種別	使用量	単位発熱量 (MJ/kg, ℓ,N m ³ ,m ³)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
灯油	579,700 ℓ	36.7	0.0185	1,443
A 重油	369,600 ℓ	39.1	0.0189	1,002
液化石油ガス (LPG)	274,900kg	50.8	0.0161	824
都市ガス	300,400 m ³	44.8	0.0136	671
軽油	4,000 ℓ	37.7	0.0187	10
合計	-	-	-	3,950

※二酸化炭素排出量=燃料の種類ごとの発熱量（燃料使用量×単位発熱量）×炭素排出係数×44/12

(3) 公用車使用に伴う温室効果ガス排出量

2021年度（令和3年度）現在、市では450台の公用車を管理しています。本計画において温室効果ガス排出量の算定対象としたのは、消防車、救急車、除雪車、トラック等の特殊用途車両を除く98台の公用車で、CO₂排出量は、約81t-CO₂となっています。この公用車使用に伴う温室効果ガス排出量は、電気自動車等への更新により、2030年度（令和12年度）までに約50%削減することを目標とします。また、算定対象外とした公用車についても、目標を定めませんが、車両の更新時等に電動化を検討していきます。

<公用車の導入状況(2021年度)>

(単位：台)

車種区分		乗用車類		貨物車類		計
		軽自動車	普通車	軽貨物車	普通貨物車	
保有台数		29	35	12	22	98
内 訳	ハイブリッド車	-	9	-	-	9
	電気自動車	-	2	-	-	2
	プラグインハイブリッド 電気自動車	-	-	-	-	0
	燃料電池自動車	-	-	-	-	0
	クリーンディーゼル車	-	-	-	1	1
	ディーゼル・ ハイブリッド車	-	-	-	-	0
	天然ガス車	-	-	-	-	0
	その他一般車	29	24	12	21	86

電気自動車導入による温室効果ガス排出量削減効果は、電源の再生可能エネルギー比率が大きく関わってくるため、現状ではハイブリッド車と大きく変わりません。しかしながら、今後電源の再生可能エネルギー比率が高まることで、電気自動車の温室効果ガス排出量削減効果が高まる見通しであることから、再生可能エネルギーの導入状況、技術革新に合わせて適切に電気自動車等の導入を図っていきます。

第3章

温室効果ガス排出量削減に向けた取組

1 基本方針

2050年（令和32年）のカーボンニュートラル実現に向けて、省エネルギー施策の推進や再生可能エネルギーの導入を市が率先して実施し、市全体を牽引するとともに、これらの流れによって起こるイノベーションに対応できるまちづくりのかたちを目指していきます。



市が牽引する カーボンニュートラルの実現



(1)公共施設における省エネルギー化の推進

(2)市有施設への再生可能エネルギー導入の推進

(3)公用車の電気自動車への更新及び充電設備の率先導入

(4)あらゆる事務事業における環境に配慮した取組の実施

2 基本方針に基づく取組

(1) 公共施設における省エネルギー化の推進



温室効果ガス排出量の多くはエネルギー消費によるものであり、温室効果ガス排出量の削減を推進していく上では、建物のエネルギー消費効率を高め、設備の省エネルギー化を図る必要があります。「射水市公共施設個別施設計画」に基づき施設の再編を進めるとともに、長寿命化改修や設備更新等においても、エネルギー使用量の大部分を占めている空調、照明、給湯器等について、高効率設備の導入による省エネルギー化の推進を図っていきます。

また、※ZEB化等の大規模な工事を伴う取組については、施設の改修時期等に合わせて取り組むこととし、温室効果ガス排出量削減効果が多く見込まれる施設から率的に実施していきます。

※ZEB：Net Zero Energy Building の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

<(参考)電気使用量が多い施設分類(2021年度)>

(単位：千 kWh)

排出量順	施設名	使用電力量	排出量順	施設名	使用電力量
1	小・中学校	9,074	6	上下水道取水場、監視局等	1,554
2	射水市民病院	3,412	7	文化ホール等	1,425
3	下水道処理場、中継ポンプ場等	3,313	8	本庁舎、大島分庁舎	1,363
4	衛生施設	2,454	9	観光施設等	849
5	体育・スポーツ施設	1,842	10	コミュニティセンター	744

【取組方針】

▶LED照明の導入徹底

省エネルギー効果の高いLED照明の導入について、2030年度（令和12年度）までに全公共施設の原則LED化を目指し、民間活力も活用しながら既存の水銀灯・蛍光灯・白熱灯をLED照明へ更新していきます。

【温室効果ガス削減効果】

消費電力約50%省エネ

省エネ形蛍光灯(Hf32形定格出力型)×2灯（消費電力66W）

→ LED照明 40形×1灯（消費電力約32.5W）

（従来蛍光灯2灯相当以上の明るさ）



参照：Panasonic HP「LED照明器具との省エネ比較」(© Panasonic Corporation)

また、※防犯灯及び※道路照明灯については電気事業者との契約種別が定額制で電気使用量が把握できないため、本計画においては算定対象外としていますが、これまで防犯灯のLED化を進めてきており、2021年度（令和3年度）の段階で約9割のLED化が完了しています。今後、道路照明灯のLED化についても着実に推進していきます。

※防犯灯：防犯上の目的で設置される照明灯

※道路照明灯：道路を照らす目的で設置される照明灯

<防犯灯及び道路照明灯のLED化率(2021年度)>

(単位：基)

		防犯灯	道路照明灯	計
設置基数		11,904	2,919	14,823
内訳	LED	10,473	226	10,699
	LED以外	1,431	2,693	4,124
LED化率		87.98%	7.74%	72.18%

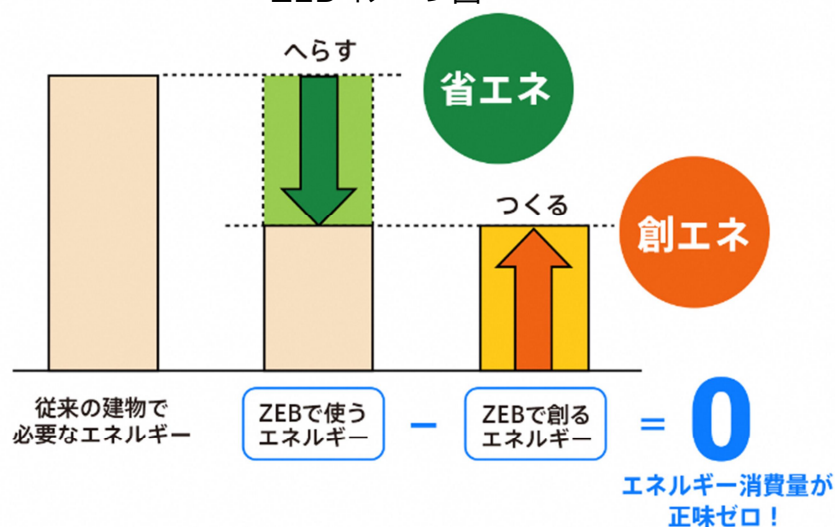
▶高効率空調設備等への更新

エネルギー消費量が多い空調設備等について、設備の更新時にエネルギー効率が高い設備を導入し、適正な制御によりエネルギー消費量を削減するとともに快適な環境を維持していきます。

▶段階的なZEB化の推進

エネルギー診断等も活用し、イニシャルコストやランニングコスト等の比較検討も行った上で、長期的な視点で検討を進めます。また、ZEB化が可能で、高い効果が見込まれる施設に対しては、ZEB化へ向けた手法や評価方法を検討し、計画的に推進していきます。

<ZEBイメージ図>



引用：環境省 HP「ZEB PORTAL」

(2) 市有施設への再生可能エネルギー導入の推進



公共施設における再生可能エネルギー導入の推進を図ることで、温室効果ガス排出抑制による環境負荷低減だけではなく、燃料価格高騰への影響抑制をはじめとした経済的な効果や防災面での強化等、多くのメリットが見込まれます。本市においては、2022年度（令和4年度）に「射水市再生可能エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの導入に係る目標及び方針を定めています。

【取組方針】

▶市有施設への再生可能エネルギー導入の推進

本市の公共施設における再生可能エネルギー発電設備の総発電量約6,687千kWhのうち、太陽光発電設備（26か所）の発電量が約270千kWh、一般廃棄物焼却施設であるクリーンピア射水における廃棄物発電の発電量は約6,417千kWhです。

2030年（令和12年）に向けて、太陽光発電設備が導入可能な公共施設のうち、効率性が高く見込まれる施設から段階的に整備するとともに、既存設備における効率化や拡充についても検討していきます。

また、夜間の電気使用における再生可能エネルギー比率の向上を図るための蓄電池の導入や貯水場等における小水力発電の導入についても併せて検討していきます。

<射水市公共施設再生可能エネルギー発電設備等導入状況>

No	施設名称	種別	設置年	設備容量 (kW)	年間発電量 (kWh)	No	施設名称	種別	設置年	設備容量 (kW)	年間発電量 (kWh)
1	本庁舎	太陽光	2016	12	13,057	16	大島小学校	太陽光	2014	10	12,703
2	放生津小学校	太陽光	2010	10	11,900	17	新湊中学校	太陽光	2015	5.16	6,645
3	新湊小学校	太陽光	2006	20	23,700	18	新湊南部中学校	太陽光	2009	5.36	6,351
4	作道小学校	太陽光	2012	10	11,867	19	射北中学校	太陽光	2012	5.8	6,583
5	片口小学校	太陽光	2010	10	11,891	20	小杉中学校	太陽光	1999	3.36	3,981
6	堀岡小学校	太陽光	2010	10	11,850	21	大門中学校	太陽光	2010	5	5,925
7	東明小学校	太陽光	2010	10	11,850	22	学校給食センター	太陽光	2011	7.5	8,887
8	塚原小学校	太陽光	2012	10	11,460	23	堀岡コミュニティセンター	太陽光	2018	16.2	24,000
9	小杉小学校	太陽光	2010	10	11,850	24	射水市民病院	太陽光	1998	20	22,030
10	金山小学校	太陽光	2010	10	11,857	25	クリーンピア射水	太陽光	2002	9	4,384
11	歌の森小学校	太陽光	2010	10	5,922	26	ミライクル館	太陽光	2011	10	4,871
12	太閤山小学校	太陽光	2006	1.44	1,706	小計（太陽光発電）				242.24	270,546
13	中太閤山小学校	太陽光	2010	10	11,850	27	クリーンピア射水	廃棄物 発電	※2003	1,470	6,416,570
14	大門小学校	太陽光	2006	1.42	1,683	合計				1,712.24	6,687,116
15	下村小学校	太陽光	2011	10	11,743						

※灰色網掛部分の年間発電量は推計値

※クリーンピア射水は2019年～2021年において基幹改良工事を実施

▶再生可能エネルギー地産地消の推進

本市では、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現に向け、地域特性を生かした地球温暖化対策を効果的に推進していくこととしています。その取組の一環として、北陸電力株式会社と連携し、令和4年度から令和6年度までの3年間、市内のバイオマス発電事業者のトラッキング付非化石証書を活用することで、地域で発電した電気を市の公共施設に供給し、地域の事業者を支援するとともに、再生可能エネルギーの地産地消を図る取組を行っています。この[※]カーボンオフセットの仕組みを活用した取組により、公共施設（38施設）における電力使用量の約15%のCO2排出量を削減しています。

※カーボンオフセット：温室効果ガス排出量に見合った削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせるという考え方



<地産地消再生可能エネルギーを供給している公共施設(38施設)>

庁舎	本庁舎
	大島分庁舎
	布目分庁舎別館
市民交流施設	救急薬品市民交流プラザ
環境施設	衛生センター
	野手埋立処分所
	グリーンピア射水
幼稚園・保育園	片口保育園
	大門きらら保育園
	大門わかば幼稚園
子育て支援センター	子ども子育て総合支援センター
	学校給食センター
教育委員会関係施設	中央図書館
	旧中伏木小学校
	新湊博物館
消防施設	射水市消防本部・射水消防署
	新湊消防署

小学校	放生津小学校
	新湊小学校
	作道小学校
	片口小学校
	堀岡小学校
	東明小学校
	塚原小学校
	小杉小学校
	金山小学校
	歌の森小学校
	太閤山小学校
	中太閤山小学校
	大門小学校
	下村小学校
中学校	大島小学校
	新湊中学校
	新湊南部中学校
	射北中学校
	小杉中学校
	小杉南中学校
	大門中学校

(3) 公用車の電気自動車への更新及び充電設備の率先導入



近年、防災の観点から、移動型の臨時電力としての機能を兼ね備えた電気自動車の活用が注目されています。また、国では2035年（令和17年）までにガソリン車販売禁止等の方針を打ち出しています。本市においても公用車におけるカーボンニュートラルを推進するとともに、そのような社会情勢に合わせた充電設備等のインフラ整備を段階的に進めていきます。

【取組方針】

▶ 公用車の電気自動車（EV）導入拡大

本計画で対象とする車両98台のうち、今後更新時期を迎えるすべての車両について、電気自動車（※PHEVも含む）又はハイブリッド車に更新することを目標とし、併せて必要な充電設備の整備を行っていきます。この電気自動車及びハイブリッド車への更新により2030年（令和12年）までに年間約40t-CO₂の温室効果ガス排出量削減効果が見込まれます。

※PHEV（プラグインハイブリッド自動車）：外部電源からの充電が可能な既存のガソリンエンジンを積んだハイブリッド自動車

< 公用車利用による温室効果ガス排出量目標 >

（単位：t-CO₂）

温室効果ガス種別	2021	2030
二酸化炭素	77.95	39.83
メタン	0.13	0.04
一酸化二窒素	3.10	0.43
合計	81.18	※ 40.3

更新時期を迎えるすべての車両に
EV・ハイブリッド車導入

※以下の数値で定義し算出

ガソリン車燃費:22.5km/ℓ(令和元年度ガソリン車の平均燃費)×0.7(実燃費)
(参照: jama 一般社団法人日本自動車工業会 HP)
ハイブリッド車燃費:32.1km/ℓ(トヨタ プリウス E) ×0.7(実燃費)
電気自動車電費:133Wh/km(ニッサン リーフ X) ×0.7(実電費)

※ 燃料電池自動車（FCV）導入可能性の検討

ハイブリッド車や電気自動車導入だけではなく、社会情勢に合わせ、水素活用のインフラ整備と共に燃料電池自動車の導入を検討していきます。

※燃料電池自動車（FCV）：水素と酸素の化学反応から電力を取り出し、その電力をモーターに送ることで動力として使用する自動車

(4) あらゆる事務事業における 環境に配慮した取組の実施



本計画で定める温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、本市のすべての事務事業において、エネルギー使用量等の把握に努め、各部局において主体的に取組を進めていく必要があります。省エネルギーの徹底だけではなく、資源の分別や環境に配慮した物品の調達等に職員全体で取組を推進していきます。

【取組方針】

▶徹底した省エネルギー行動の実施

- ・冷暖房温度の適正化
(冷房 28℃、暖房 20℃)
- ・クールビズ・ウォームビズの実施
- ・時間外労働削減の推進
- ・職員のエレベーター使用抑制
(可能な限り階段を利用)
- ・エコドライブの推奨
- ・公共交通機関の積極活用
(公務や通勤時)
- ・不要な電気の消灯
- ・離席時に PC の蓋を閉じる
- ・その他、電気・ガス・水道の使用抑制

▶環境に配慮した施設整備

- ・計画策定時や予算化する段階における環境配慮基準の策定及び実施

▶紙の使用量削減

- ・会議資料のペーパーレス化の拡大
(全職員への普及)
- ・コピー用紙の使用抑制
- ・電子回覧、電子決裁の推進
- ・Web 会議、テレワークの積極実施

▶環境に配慮した物品等の調達

- ・グリーン購入法や環境に配慮した考え方に基づく物品等の調達方針の策定及び実施

▶庁内におけるごみ分別の推進

- ・事業系ごみにおける資源物の分別の推進 (庁内における資源物回収 BOX の設置)
- ・マイボトル運動の推進
- ・会議等におけるペットボトル飲料の提供廃止 (紙製容器飲料やマイボトルの利用促進)
- ・環境負荷の少ない製品の導入検討
- ・その他プラスチック使用製品削減の推進
- ・備品の再使用、修繕による再利用

▶職員に対する環境意識啓発

- ・職員研修の実施
- ・庁内掲示板等における情報発信

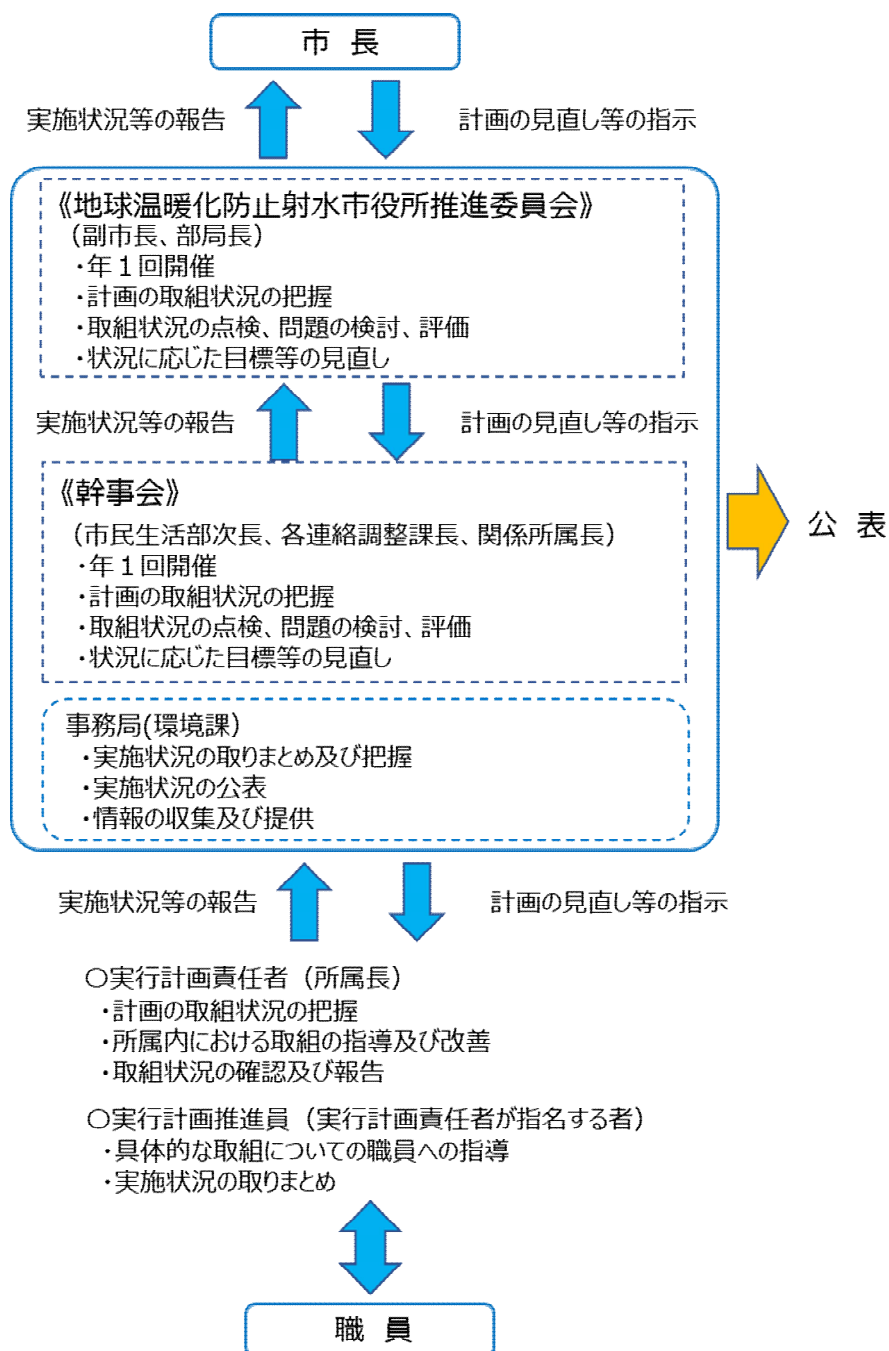
第4章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画は、地球温暖化防止射水市役所推進委員会を中心に、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、削減目標の達成に向け、継続的に改善していくものとします。

また、計画の実効性を高めるため、関係所属ごとに実行計画責任者及び実行計画推進員を設置し、計画の目標達成に向けた取組の充実及び強化を図ることにより、全庁的な取組を推進していきます。

＜本計画の推進体制＞



2 計画の点検、評価、公表

(1)実施状況の点検・評価

- ・実行計画推進員及び実行計画責任者は、定期的にエネルギー消費状況等について推進委員会に報告します。
- ・推進委員会は、各課の取組状況等を点検、評価し、計画の推進と改善を図るとともに、必要に応じて計画の変更を行います。

(2)市民等への公表

- 温室効果ガスの総排出量、分析結果、実行計画の見直し等について、広報やホームページ等を活用して毎年度公表します。



第4次地球温暖化防止射水市役所実行計画
～射水市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

発行 / 射水市 市民生活部 環境課

〒939-0294 射水市新開発410番地1

[TEL] 0766-51-6624

[FAX] 0766-51-6656

[E-mail] kankyou@city.imizu.lg.jp

[ホームページ] <http://www.city.imizu.toyama.jp>

令和5年5月
